

第2回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和7年12月23日(火)
13時00分～ 時 分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【事務局】下間局長、濱見書記

議題

1 今後の検討項目について

(1) 次期改選期における議員定数等の在り方

- ①議員定数の適正化
- ②その他

(2) 政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項

- ①議会改革推進特別委員会からの申し送り
- ②ハラスメントの防止に関する取組
- ③その他

2 その他

○次回開催 月 日() 時 分 場所

令和 3 年 10 月改選期に向けた協議の進め方

「議員定数等議会改革推進特別委員会」（令和元年 11 月 11 日設置）

（うち、第 1 回：令和元年 11 月 11 日～第 15 回：令和 2 年 8 月 28 日）

1. 協議の進め方（経過）

（1）現状把握と他市比較

類似団体や近隣市とのデータ比較を行った。

（2）市民意向の把握

議会報告会で聴取を予定していたが、コロナ禍のため、市民アンケートを実施した。

（3）論点の整理（3 つの視点）

定数を考える視点を以下の 3 点に絞って各会派で検討した。

- ① 議会機能から考える（常任委員会の構成など）
- ② 市民の視点から考える（アンケート結果、人口、財政など）
- ③ 浜田市の特殊性から考える（面積、産業構造など）

（4）各会派の案の提示と自由討議

各会派が考える定数案とその根拠を持ち寄り、自由討議を行った。

（5）委員長試案の提示と調整

意見が割れたため、委員長が調整案（22 人）を提示。会派で持ち帰り検討を行った。

（6）採決

全会一致には至らず、最終的に多数決により結論を決定した。

2. 他市との比較項目と結果（用いたデータ）

（1）比較対象

- ① 山陰両県の 12 市
- ② 人口規模や産業構造が類似している全国の 24 団体
- ③ 浜田市と類似した面積を持つ団体
- ④ 議員定数が 24 人の団体
- ⑤ 最近議員定数を改正した団体

（2）比較結果（適正数の目安）

- ① **類似団体**の議員定数の平均は 17.8 人（約 18 人）だった。
- ② **市民アンケート**の結果でも、適正定数として 18 人という回答が最も多く、次いで 20 人、16 人だった。

3. 適正数に関する主な議論（常任委員会の構成人数をベースとした積上げ方式）

（1）19 人案（市民の声に近づける）

根拠：常任委員会（3 つ）× 委員 6 人 + 議長 = 19 人

理由：委員会審査は 6 人で機能する。類似団体平均（17.8 人）や市民アンケート（18 人）の結果に近づけるべき。

（2）24 人案（現状維持）

根拠：常任委員会（3 つ）× 委員 8 人 = 24 人

理由：多様な意見を反映し十分な審査を行うには 1 委員会 8 人がベスト。一般質問の参加者も多く（平均 20.6 人）、活動量を維持するためには減らすべきではない。

（3）22 人案（調整案）

根拠：常任委員会（3 つ）× 委員 7 人 + 議長 = 22 人。

理由：市民アンケートでの削減要望（18 人）は無視できないが、急激な削減は議会機能の低下を招く。面積が広く、特定第 3 種漁港があるなどの特殊性があり一定の議員数が必要。機能を維持しつつ、市民の声に応える現実的なラインである。

4. その他の重要な検討項目

（1）議員報酬との関係

若い世代や多様な人材が立候補しやすい環境を作るため、定数を削減して生じた財源を議員報酬の増額や政務活動費の充実に充てるべきではないかという議論があった。

（2）選挙区制度

定数削減によって広聴機能（特に周辺地域）が損なわれないよう、選挙区制度の議論も必要ではないかという意見が出た。

（3）議会改革の継続

議員の資質向上や広報広聴機能の充実が必要であるという共通認識が持たれた。

5. 結論

● 議員定数を 24 人から 22 人に削減

（1）委員会

委員会内での自由討議と各会派への持ち帰りを経ても全会一致には至らず、挙手による採決を行った結果、賛成 5、反対 2 で委員会としての提案とすることが決まった。

（2）本会議

令和 2 年 9 月定例会議に委員会発議として提案され、賛成 20、反対 3 で可決された。

【参考】（浜田市議会 HP）

・会議録

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1548115135316/index.html>

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1577407588950/index.html>

・議員定数等に関する市民アンケート調査実施報告書

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1587949479204/index.html>

◆令和3年10月改選期に向けた議員定数適正化等の特別委員会における調査経緯について

回数	開催日	議題	内容	資料1-2	備考
第1回	令和1年11月11日	議会改革調査検討特別委員会 ・正副委員長の互選など	定数変更(12人→9人)		
第2回	令和1年12月2日	議会改革調査検討特別委員会 ・特別委員会の名称変更及び調査事項の追加について ・前委員会からの引継ぎ検討項目の確認と今後の検討項目について			
本会議	令和1年12月18日	議会改革調査検討特別委員会の名称変更及び調査事項を追加し、議員定数等議会改革推進特別委員会を設置(定数8人)	議会改革調査検討特別委員会の名称変更及び調査事項を追加し、議会の議決を経て設置された。		全ての会派から選出された委員で構成(会派に属さない議員も含む)
第3回	令和1年12月24日	1.前回の議員定数に係る議論について 2.議員定数等について (1)山陰12市議議員定数等について (2)類似団体の状況について 3.その他	前回の議員定数に係る議論ということで、定数が28人から24人に変更になった平成24年当時の経緯を確認。山陰12市の議員定数や人口規模、産業構造が類似している24団体の状況の比較等について、資料に基づいて議論し、委員それぞれの議員定数に関する認識を深めた。 議会改革については、毎年3月に実施している会派代表質問のあり方について意見交換し、会派代表質問の形骸化や質問内容の重複について、各会派で協議し、その結果を持ち寄り、次回委員会で引き続き議論することになった。		
第4回	令和2年1月21日	1.会派代表質問のあり方について (1)「会派代表による一般質問」実施要領(案)について (2)その他 2.議員定数等について (1)面積600km ² ～750km ² の団体における議員定数等について (2)定数24人の団体の状況について (3)最近議員定数を改正した団体の状況について (4)今後のスケジュール(案)について (5)その他 3.その他 (1)平成24年8月実施の「浜田市議会議員の議員定数等に関するアンケート調査実施報告書」の配布	議員定数について、浜田市と類似した面積の団体、議員定数が24人の団体、最近議員定数を改正した団体の状況の比較等について、資料に基づいて議論した。 今後のスケジュールについて協議し、今後は月2回程度のペースで特別委員会を開くこと、5月に開催予定の議会報告会で議員定数について市民から意見を聴取し、市民アンケートや近隣市議会との意見交換会を実施する等して、議員定数についての認識を深め、それらを踏まえて各会派で定数案の絞り込みを行っていき、9月定例会議において、委員会としての定数案を示すスケジュールとする確認をした。 議会改革については、前回に続き会派代表質問のあり方について議論し、質問項目の重複を避ける目的で、会派代表質問の通告書提出前に仮通告書を提出してもらい、会派間で調整することを試行的に実施すること、また、政務活動費について、より透明性を高めるために資料購入費における新聞購読料の按分や調査研究費等における宿泊料の上限を設け、政務活動費の交付に関する細則の改正をすることを確認した。		
第5回	令和2年2月18日	1.議員定数等について (1)長期間定数24人を維持している団体について (2)人口4～6万人の団体における定数等について (3)定数24人の団体における報酬について (4)市民アンケートの実施(案)について (5)その他 配付物・報酬等審議会へ提供された資料について 2.政務活動費について (1)監査委員からの指摘事項に対する対応について (2)広報費について (3)その他 3.行政視察について 4.その他	議員定数については、人口規模、議員報酬の状況の比較等について資料に基づき議論し、また、市民アンケートの素案を提示し、実施方法や回収方法について協議した。 前回のアンケート実施と異なる点として、より幅広い年代層から回答がもらえるよう、QRコードの読み取りから、しまね電子申請サービスを活用してインターネット回答を取り入れることを決定した。		
第6回	令和2年3月10日	1.議員定数等について (1)予算に占める議会費の割合について (2)市民アンケートの実施(案)について (3)その他 2.政務活動費について (1)資料購入費について (2)広報費について (3)その他 3.行政視察について 4.その他	議員定数については市民アンケートの内容確認、議会改革については、政務活動費における広報費の取扱いについて議論した。		
第7回	令和2年3月27日	1.議員定数等について (1)市民アンケートの実施(案)について (2)その他 2.政務活動費について (1)広報費について (2)行政視察について 4.その他	新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、5月の議会報告会の延期が決まり、当初予定していた議会報告会でのアンケート調査が困難となったことから、急遽、議会だより5月1日号にアンケート用紙を挟み込み、回答期間を5月1日から31日までとするアンケート調査を実施することとしました。		
第8回	令和2年6月9日	1.浜田市議会におけるウェブ会議導入について 2.議員定数等に関する市民アンケート回収状況について 3.その他 ・自治体議会特別セミナーin松江(令和2年7月22日予定) (テーマ:議員の資質向上と政務活動費活用策)	議会改革については、議員に貸与しているタブレット端末を使用してのウェブ会議の導入について、会議等の内容により必要に応じて開催していくことを確認した。 議員定数については、5月末まで実施していたアンケート調査の回収状況について、数値のみの集計結果の速報資料をもとに、委員間で意見交換した。委員からは、数値だけで判断するのではなく、市民がどういう理由で、議会に何を求めているのかをしっかりと把握した上で検討しなければならない。しっかりアンケートに記載された市民の声を読み込んで、様々な視点から判断したいという意見があった。		

◆令和3年10月改選期に向けた議員定数適正化等の特別委員会における調査経緯について

資料1-2

回数	開催日	議題	内容	備考
第9回	令和2年6月25日	1.議員定数等に関する市民アンケート調査結果について (1)市民アンケート調査実施報告書について (2)議会だより9月1日号への掲載について(7/3〆切、8/3最終校正の予定) (3)今後のスケジュールについて 2.その他 ・6月定例会議での中間報告(案)について	議員定数については、アンケート調査実施報告書をもとに委員間で意見交換した。委員会としての結論には至らなかったが、議員定数は市民の関心事項であり、新型コロナウイルス感染症の影響で市民全体が大変苦しい状況の中、アンケートに協力いただき、貴重な意見をいただいた。大変厳しい意見も多く、議会の役割や議員活動に対して、市民の皆様に十分理解していただけるような活動をしていく必要があると委員一同、強く感じた。	
第10回	令和2年7月14日	1.議員定数等について ・アンケート結果を踏まえての各会派等での定数に関する考え方 2.その他 ・アンケート結果の議会だより掲載案について(9月1日号)	アンケート結果を踏まえての各会派等での定数に関する考え方を発表してもらった。各会派からは1本に絞り切れてないところが多いものの、定数案について発表があった。議員定数についてはアンケート結果は踏まえた上で、削減ありきの話はすべきではない、いきなり24人から18人まで減らすのは厳しい、積み上げ方式で論じるべき等の意見が各会派から出された。定数案としては、上は24人、下は19人の提案が出た。 創風会=22名か20名(2または4減)、山水海=22名か20名、西村=24名、公明=人數提案なし、超党=24名、 未来=人數提案なし、西川=19名 ★初めて他会派の意見(数字)を聞いた。 ★今後どういう基準・視点で議員定数を決めていくかを決定してほしいということで、西川副委員長が作成されていた資料により、1.議会の機能から考える、2.市民の視点から考える、3.浜田市の特殊性から考えるの3つの視点から定数について議論することとなった。 議会だよりへのアンケート結果掲載案については、西川副委員長から説明され、特に質疑や異論は出なかった。	★初めて他会派の意見(数字)を聞いた。
第11回	令和2年7月27日	1.議員定数等について ・「議員定数を考える視点」を踏まえての各会派等における考え方 2.市民アンケートを踏まえた市民の声を聞く取組について 3.その他	この日の臨時会議が長時間にわたったため、翌日に仕切り直して開催することが決められたのみで終了となった。	
第12回	令和2年7月28日	1.議員定数等について ・「議員定数を考える視点」を踏まえての各会派等における考え方 2.市民アンケートを踏まえた市民の声を聞く取組について 3.その他	「1.議会の機能から考える」、「2.市民の視点から考える」、「3.浜田市の特殊性から考える」の3つの視点から、各会派での意見を発表。(一覧にはまとめていない状態) 山水海=22名、創風会=20名か22名(絞るなら20名)、未来=22名か24名、公明クラブ=20名、市民クラブ=24名、共産クラブ=24名 市民の風=19名 ★全ての会派から具体的な定数案が提示された。 ★会議を終えて、各会派からの3つの視点を事務局が一覧表にし、委員に返し、修正があれば追記修正してもらい、次回の会議で他会派の意見を踏まえ協議することになった 市民アンケートで最も多かった定数18名という意見には沿わない形になるが、そもそも議員活動が予想以上に市民に伝わっていないことに起因する削減論である可能性が高く、安易に従うことを疑問視する声が上がった。また、大変多く寄せられた「もっと市民の声を聞いてほしい」という要望に応えることをもってアンケートへのアクションとする方向で話が進められた。	★全ての会派から具体的な定数案が提示された。
第13回	令和2年8月5日	1.議員定数等について ・【各会派等の意見】議員定数を考える視点について 2.その他	事務局がまとめ、委員に追記修正してもらった「【各会派等の意見】議員定数を考える視点」の一覧をもとに、他会派の意見をふまえ、自由討議した。前回の意見から変更した会派はなかった。協議をするうちに、22名に賛同する委員が少しずつ増えたため、委員長提案で「定数22名で各会派が歩み寄ることはどうだろうか」と提案され、会派に持ち帰って協議してもらい、その結果を次回に持ち寄ることになった。 また、8年前は全員協議会を開催し、議員全員に途中経過報告以後の委員会での議論状況と議会改革の部分を途中経過として報告を行うとともにご協力を依頼した経緯があるため、今回も全協で報告するかを特別委員会で諮ったところ、今回は毎回、会派に持ち帰って議論しており、内容は全議員が承知しているため、全協での報告は不要と決定した。	・自由討議 ・途中経過のための全員協議会開催は不要と決定
第14回	令和2年8月21日	1.議員定数等について 2.その他	前回の委員長からの提案による、特別委員会としての定数案「22名」について、各会派で持ち帰ってもらった意見を発表してもらったが、これまでと考え方主張に大きな変化はなく、はまだ結論を出すのは早い、議会機能としての他市議会との比較ができていないという意見があった。 委員長が熱く語られ、特別委員会で22名の条例提案をすることについて、会派での持ち帰りとなった。	
第15回	令和2年8月28日	1.議員定数等について 2.その他	特別委員会として定数22名の条例改正を提案することについて、各会派等で議論した結果を報告してもらい、前回22名以外の意見を出した5会派のうち3会派は、委員長案に歩み寄り、22名で了承するとの結論。残る2会派については、それぞれ従来の24名、19名の主張は変えないが、特別委員会として1本化するのであれば、多数決で決することに異論はないとの答え。 各会派等の意見を踏まえ、次期改選における議員定数を24名から22名とする条例改正案を特別委員会として提案することについて、挙手による採決をしたところ、賛成多数(5対2)で提案することに決した。	★委員会として22名の提案をすることを多数決で決定
議会運営委員会	令和2年9月4日	特別委員会として定数条例の改正を提案することを議会運営委員会へ報告	委員会から9月9日(議案質疑の日)に提案し、同日採決の流れを報告したところ、委員からどうして全議員での協議を経ずに急いで採決するのか。議員の身分にかかわることなので、配慮に配慮を重ねて万全の準備をしてやるのが本当ではないかとの意見あり。	
本会議	令和2年9月9日 (議案質疑の日)	発議第4号 「浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」を特別委員会として提案	特別委員会委員長から中間報告を行い、その後、発議第4号で条例改正を提案。反対討論(2名)、賛成討論(1名)を行い、採決(起立採決)の結果、賛成多数で可決した(20対3)	

22名とした主な理由

- ①委員会7名とし、それに3常任委員会を乗じて、議長を加えた22名が望ましい。
- ②議会はチェック機能だけでなく、政策提案機能を高めることが求められており、議員定数を減らしても議会の権能は高められない。しかしながら、市民アンケートによる市民の意見は尊重しなければならず、現状維持はあり得ない。このため、最低でも2名か4名の削減が望ましい。
- ③自治区制度が新しい制度に代わるにあたり、旧那賀郡の方々が不安に思われている状況も踏まえ、急激な定数削減はあってはならない。

◆平成25年10月改選期に向けた議員定数適正化等の特別委員会における調査経緯について

回数	開催日	内容	備考
第1回	平成23年12月7日	議員定数等議会改革推進特別委員会を設置(定数10人)	
第2回	平成23年12月13日	今後のスケジュールの確認	
第3回	平成24年1月10日	調査目的の再確認、月2回のペースで委員会を開催 5月に開催予定の議会報告会で定数について意見聴取 8月発行の議会だよりで市民アンケートを実施 12月定例会で議員定数条例改正を目指すことを確認 (スケジュール確認)	
第5回	平成24年2月2日	自治区制度を考慮して選挙区を設けるか議論し、選挙区を設けず 全市1区で実施することを確認 定数の上限は28とし、それ以下とすることを確認	
第7回	平成24年3月13日	常任委員会の構成から考えた議員定数を議論 常任委員会で十分な議論ができる人数を考え、全体の定数のあり方を考える視点を持つことが必要との意見で一致	
第9回	平成24年4月27日	島根県立大学の別枝学部長との意見交換会を実施 学生が行った議員への聞き取り調査やゼミの議論から。旧浜田市では少し議員削減してもよいのではないか。一方で旧町村地域ではもっと増やしてもよいのではないかなど	
平成24年5月24日～25日		大分県大分市、臼杵市を視察	
第10回	平成24年6月11日	議会だよりに掲載するアンケート及び中間報告の内容を検討	
第15回	平成24年9月18日	アンケート調査結果について	
第16回	平成24年9月26日	アンケート調査結果について	12月議会で提案は決定すみ。 初日か追加提案か→正副委員長としては初日 どしたい→委員会で了承 ★10月末までに委員会としての結論を出す→ 12月議会前の全員協議会で最終報告が必要
第17回	平成24年10月11日	具体的な協議に入る。議員定数を22名、24名、25名、26名、28名の5案が提示される。会派持ち帰り	第17回から具体的な定数議論。 各会派から出された数字とその裏付けに関して論議を重ねる中で集約し、第19回で2案(22と24)に絞り、第20回で一本化にむけての調整を行う予定であったが、1案に集約していない会派もあり、調整は第21回(11月15日)に持ち越しとなつた。 その際、委員会から提案を行うための意見集約の方法(多数決、両論併記等)に関しても議論することになつた。
第18回	平成24年10月22日	議員定数を22名、24名、25名、28名の4案が提示される。再度会派持ち帰り	
第19回	平成24年10月26日	議員定数を22名、24名、25名の3案が提示される。22名と24名の2案に絞り一本化に向け議論することを確認	
第20回	平成24年11月5日	議員定数を22名、24名の2案が提示され、議論できず。次回委員会から条例提案するための意見集約方法、多数決または両論併記か議論することを確認	
全員協議会	平成24年11月9日	議員定数等議会改革推進特別委員会からの報告 当初10月末までに一つの方向性を出し全員協議会で示す予定だった。少し延びて、1月初日に提案できるよう努力する旨委員長から報告	
第21回	平成24年11月15日	議員定数一本化は困難。集約の方法論を協議。委員長報告を両論併記とする案、多数決で1本に絞る案が拮抗。次回結論を出すことを確認	
第22回	平成24年11月20日	委員会として提案する定数は、多数決で決することを確認 採決の結果、1名が棄権、22名が2名、24名が6名となり、12月定例会に、次期改選時における議員定数を28名から24名にする条例改正案を提出することを確認	
本会議 12月定例会議初日	平成24年11月30日	議員定数等議会改革推進特別委員会からの中間報告(委員長報告) 「発議第7号」:特別委員会として24名の条例改正案提案 「発議第8号」:議員提案で22名の条例改正案提案	12月定例会議初日 委員長報告に対する質疑→なし
	平成24年11月30日		第7号提案説明→第8号提案説明→第7号への質疑(なし)→第8号への質疑(なし)→第7号反対討論→第7号賛成討論→第7号反対討論→第7号反対討論→第7号採決→記名投票→賛成多数(第7号:24人可決)

次期議会への申し送り事項について

次期議会において、必要に応じて特別委員会を設置する等して、下記の事項について十分な協議や調査・検討を行っていただきますよう申し送ります。

記

1 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するため、次の2項目を中心とし、具体的な検討をお願いする。

1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上
2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

2 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

令和7年9月に議会改革推進特別委員会において「議会の提案等に係る検証手法（案）」（別添のとおり）を作成した。本手法案をたたき台とし、議会基本条例を基軸に、実効性のある検証の仕組みを構築するための建設的な議論を行い、議会全体での合意形成を図りながら、更なる検討をお願いする。

3 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

個人一般質問や委員会代表質問を通じて行った議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける取組について検討をお願いする。

なお、前提として議員間討議の活性化等についての更なる検討が必要である。

(案)

議会の提案等に係る検証手法

令和 7 年 9 月

浜田市議会

第1 検証の目的

議会の提案等について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。

第2 議会の提案等とは

議会の提案等とは、以下に掲げるものとします。なお、必要に応じて項目の見直しを行います。

- 1 委員会提案条例及び議員提案条例（以下「提案条例等」という。）
- 2 議会または委員会による政策提言等
- 3 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情
- 4 委員会代表質問

第3 提案条例等の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。なお、対象となる提案条例等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるもの検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した提案条例等について

ア 浜田市議会におけるこれまでの条例制定実績

分類	条例名	制定年月	所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	平成 19 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市地産地消推進条例	平成 21 年 3 月	産業建設委員会
	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市地酒で乾杯条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年 9 月	福祉環境委員会
議会の内部的事項を定めた条例	浜田市議会政務活動費の交付に関する条例	平成 17 年 10 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員政治倫理条例	平成 20 年 6 月	議会運営委員会
	浜田市議会基本条例	平成 23 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	平成 25 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会の会期等に関する条例	平成 30 年 12 月	議会運営委員会
	浜田市議会個人情報の保護に関する条例	令和 5 年 3 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の請負の状況の公示に関する条例	令和 5 年 9 月	議会運営委員会

イ これまでに制定した提案条例等のうち検証の対象とするもの

これまでに制定した提案条例等のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見

直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「浜田市議会議員政治倫理条例」と「浜田市議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考) 第1回目の検証の対象となる条例

検証の対象となる条例	検証主体
浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
浜田市地産地消推進条例	産業建設委員会
浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	産業建設委員会
浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
浜田市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する提案条例等について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会において承認されたものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、一般選挙を経た任期開始後、本検証手法をたたき台として全議員で協議・決定した上で、適切な時期に開始するものとします。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の12月定例会議から各委員会において、検証対象とした提案条例等を対象として実施するものとします。第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。ただし、議会基本条例については、前項のとおりです。

なお、検証実施日から1年以内に施行された提案条例等については、

議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 議会における検証

個々の委員（議員）が、提案条例等の実施状況を確認し、必要に応じて執行部からその成果や課題等を情報収集し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(2) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとめた後、議会運営委員会における承認を経て、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(3) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることがあります。

5 検証後の対応

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した提案条例等について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気付きを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

第4 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

1 浜田市議会が直近 5 年間に実施した提言等の実績

提言等の概要	提言時期	所管委員会
農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和2年9月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ 【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和2年9月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年2月	福祉環境委員会
子どもの可能性を育む幼児教育について	令和3年5月	総務文教委員会
中山間地における安全・安心対策について 【中山間地域振興特別委員会】	令和3年5月	産業建設委員会
浜田漁港周辺エリアの活性化に関する提言	令和3年7月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ 【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和3年8月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年9月	福祉環境委員会
多様性社会の推進について	令和4年11月	総務文教委員会
不登校児童生徒への支援について	令和5年9月	総務文教委員会
産業関係における問題・課題解決についての建議書	令和5年10月	産業建設委員会
就労支援を含めた障がい者支援について 重層的支援体制整備事業の取組について	令和5年10月	福祉環境委員会
協働のまちづくりについて 【協働のまちづくり推進特別委員会】	令和6年2月	総務文教委員会
持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について	令和7年3月	福祉環境委員会
地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～	令和7年9月	総務文教委員会

2 提言等の検証手法について

(1) 検証の対象

ア これまでに実施した提言等

過去に実施した提言等の検証については、その全てを検証対象とするのではなく、各所管委員会で判断することを基本とします。検証対象の範囲や手法については、おおむね過去2年間程度を目安とし、各所管委員会で協議し決定します。

イ 今後実施する提言等

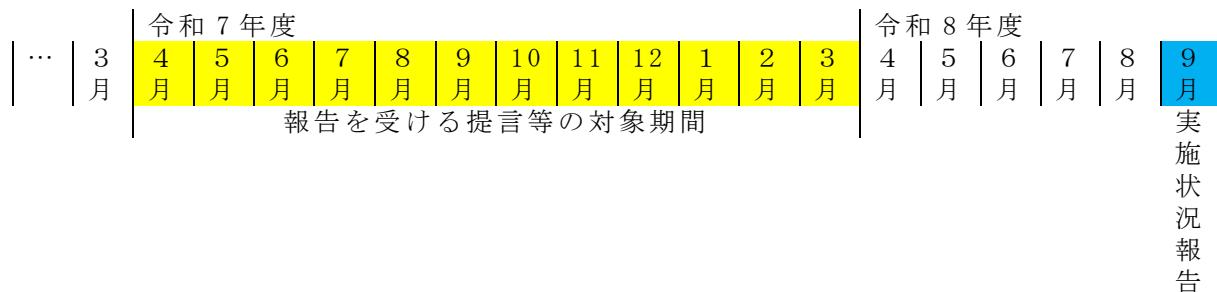
今後、議会または委員会が実施する提言等については、原則として検証の対象とします。

(2) 実施状況等に関する執行部からの報告

議会または委員会が実施した提言等については、毎年度、9月定例会議の開会日までに、その前年度の4月1日から3月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

実施状況等の報告を受ける提言の範囲（期間）のイメージ



(3) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、各常任委員会において検証を行うときは、基本的に所管事務調査として実施することとします。また、対象となる提言等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とします。所管が複数の常任委員会にまたがるものも検証するときは連合審査会として議論します。

(4) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言等を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(参考) 文例

「なお、本提言については、原則として令和●年9月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

(5) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたと

きは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案条例の検証に準じます。

第5 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について

1 浜田市議会が今期4年間で採択した請願及び委員会が採択した陳情

請願内容	請願時期	付託委員会	本会議審議結果
精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和4年3月	福祉環境委員会	採択
地方における鉄道政策に関する請願について	令和4年3月	総務文教委員会	採択
子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和4年6月	福祉環境委員会	採択
加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和4年9月	福祉環境委員会	一部採択
浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和5年6月	総務文教委員会	採択
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和5年9月	産業建設委員会	採択
サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和6年3月	総務文教委員会	採択
治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和6年6月	産業建設委員会	採択
学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和6年9月	総務文教委員会	採択
訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和6年9月	福祉環境委員会	採択
国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和7年3月	総務文教委員会	採択

陳情内容	陳情時期	委員会	委員会審議結果
	(記載省略)		

2 請願・陳情等の検証について

(1) 今後の方向性

請願・陳情については、所管の常任委員会において、所管事務調査などを通じて、その後の進捗や対応状況について執行部に確認・質疑する仕組みが機能しています。また、議会基本条例においても、市長等に対しその趣旨の実現を求め、事後の報告を求める規定があります。

以上の点から、請願・陳情については、現行制度での対応を基本と

し、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。ただし、各委員会が必要と判断した場合には、この限りではありません。

※ 留意事項

議会基本条例に事後の報告を求める規定があるものの、その解釈や運用が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、次期議会において改めて共通認識を図る必要があります

第6 委員会代表質問の検証手法について

1 浜田市議会がこれまでに実施した委員会代表質問の実績

質問項目（大項目）	質問時期	委員会
1 障がい者支援について	令和5年3月	福祉環境委員会
1 「道の駅」ゆうひパーク浜田の今後について		産業建設委員会
1 就労支援を含めた障がい者支援について	令和5年6月	福祉環境委員会
1 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業のあり方について		産業建設委員会
1 誰ひとり取り残さない支援体制の充実について	令和5年9月	福祉環境委員会
1 ポスト・コロナ時代の支援策について		産業建設委員会
1 市内建設業者及び労働者の現状について 2 災害対応及び除雪対応について 3 市の建設業に関連する予算及び事業について 4 未対応危険箇所について	令和6年12月	産業建設委員会

2 委員会代表質問の検証について

(1) 今後の方向性

委員会代表質問は、常任委員会の専門分野の重要な課題などについて行われます。そのため、質問の内容や執行部の答弁は、その後の常任委員会における一連の活動の中で扱い、その目的が達成されているかどうかを判断し、政策提言や新たな取組課題へと発展・反映されるべきものです。

このように、委員会代表質問は委員会活動の中で完結すべき性質のものであり、これのみを切り出して別途検証する必要性は低いと考えられるため、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。

ハラスメント防止条例・規定 比較一覧表

資料3

自治体名	人口(約)	条例(規定)名	施行(予定)年月日	対象者	ハラスメントの対象	罰則規定の有無・内容	条例のタイプ
愛知県	745万人	愛知県カスタマーハラスメント防止条例	R7.10.1 施行	県、事業者、就業者、顧客等	カスタマーハラスメント (著しい迷惑行為)	なし (指針策定、相談体制、広報啓発が主)	社会啓発・理念型
北海道	508万人	北海道カスタマーハラスメント防止条例	R7.4.1 施行	道、事業者、従業者、顧客等	カスタマーハラスメント (社会通念上不相当な要求・言動)	なし (指針策定、相談体制、人材育成が主)	社会啓発・理念型
埼玉県	733万人	埼玉県カスタマーハラスメント防止条例(案)	R8.7.1 施行予定	県、事業者、就業者、顧客等	カスタマーハラスメント (就業環境を害するもの)	なし (基本理念、責務、指針、支援などが主)	社会啓発・理念型
京都府 綾部市	3.0万人	綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	R7.4.1 施行	市、職員、何人も(市民等)	不当要求行為等 (暴力、脅迫、長時間拘束、土下座強要など)	なし(行政措置あり) 警告、警察通報。 中止しない場合は氏名等を公表可能。	職員保護・対外防衛型
奈良県 斑鳩町	2.8万人	斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為に関する対応指針	R6.4.1 施行	町、職員、利用者等	カスタマーハラスメント (暴力、暴言、セクハラ、SNS中傷など)	なし(行政措置あり) ※条例ではなく「指針」。 録音、警察通報、退去命令など。	職員保護・対外防衛型
東京都 狛江市	8.2万人	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例	H30.6月 可決	市長等、議員、職員	内部ハラスメント (セクハラ、パワハラ、誹謗中傷など)	なし(行政措置あり) 事実確認された場合、市長・議員は公表。 職員は懲戒処分。	内部統制・コンプライアンス型
鳥取県 倉吉市	4.3万人	倉吉市職員等のハラスメントの防止に関する条例	R6.12.19 制定	市長等、議員、職員	内部ハラスメント (セクハラ、パワハラ、マタハラ等)	なし(行政措置あり) 事実確認された場合、市長・議員は公表。 職員は懲戒処分。	内部統制・コンプライアンス型
福島県 白河市	5.5万人	白河市議会ハラスメント防止条例	R6.10.1 施行	市議会議員、職員	議会内のハラスメント (議員間、または議員から職員への言動)	なし(行政措置あり) 違反事案に対し、議員氏名の公表等の措置。	内部統制・コンプライアンス型
長崎県 (県議会)	123万人	長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例	R6.6.1 施行	県議会議員	議会内のハラスメント (パワハラ、セクハラ、マタハラ、誹謗中傷)	なし(行政措置あり) 取組状況の公表。 是正措置(注意喚起、中止求め、指導等)。	内部統制・コンプライアンス型
島根県 美郷町	0.4万人	美郷町カスタマーハラスメント防止条例	R8.2.1 施行予定	町(職員含む)、事業者、就業者、顧客等	カスタマーハラスメント (社会通念上許容される範囲を超えた言動)	なし (町、事業者、顧客それぞれの責務を規定)	社会啓発・理念型

【参考】(一財) 地方自治研究機構ホームページ

「カスタマーハラスメントに関する条例」

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/162_customer_harassment.htm

「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066_harassment.htm

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人の交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成 20 年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和 2 年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考え方の下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- (2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

（市の責務）

第6条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（人権施策の推進）

第9条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関する事項
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関する事項
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

（相談体制の充実）

第10条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

（浜田市人権尊重推進委員会の設置）

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

（委員会の委員）

第 12 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市人権尊重推進委員会委員	〃 6,000 円
----------------	-----------

改正

平成25年11月1日条例第44号
令和3年7月7日条例第27号
令和5年9月29日条例第18号

浜田市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に従事し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

- 2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。
- 3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(審査請求)

第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 議員 議員2人以上が連署する書面

(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面

(審査会への審査要請)

第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

第7条 審査会の委員は、6人とする。

2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適當と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

第9条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

(証明の機会の保障)

第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において証明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

第11条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告を

したとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第14条に準じた措置を講ずることができる。

（審査結果の報告等）

第12条 審査会は、第5条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

（審査会の公開）

第13条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができます。

（政治倫理基準違反に対する措置）

第14条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

（審査結果の尊重）

第15条 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

（贈収賄罪等の刑確定後の措置）

第16条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈収賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。